相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県中央市大田和一番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　一瀬　直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

山梨県甲府市宝二丁目三番四号内田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　内田　清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯山市大字照岡一三三番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　吉越　時宗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

長野県長野市県町四六〇番地二長教ビル三階戸崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　龍口　基樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県掛川市下垂木二〇〇七番地二八、最後の住所静岡県掛川市下垂木二〇〇七番地の二八　被相続人　亡　杉山　勤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

静岡県掛川市中町三―二　福寿亭二階

相続財産管理人　弁護士　中村　吉希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中川区荒越町一丁目二番地一三、最後の住所名古屋市守山区四軒家二丁目六番地の二二　被相続人　亡　河崎　晴輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

名古屋市中区丸の内三―一五―二〇丸の内三幸ビル六階田中法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田中　英生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所名古屋市守山区四軒家一丁目七一〇番地　紘仁病院　被相続人　亡　安西　隆二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

名古屋市中村区名駅二丁目三七番地二一号東海ソフトビル五階三輪陽介法律事務所

相続財産管理人　三輪　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区上ノ口通河原町西入若宮町四七〇番地、最後の住所京都市下京区上ノ口通河原町西入若宮町四七〇番地　加藤方　被相続人　亡　上田　繁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

京都市中京区烏丸通二条下ル西側ヒロセビル二階市民共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　諸富　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市北区小山西上総町四四番地、最後の住所京都市左京区下鴨塚本町四番地　被相続人　亡　梅原　靖代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル八階弁護士法人みやこ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋本　皇玄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区京町三丁目一九〇番地、最後の住所京都市伏見区京町三丁目一九〇番地一グランドメゾン伏見桃山一一〇四号　被相続人　亡　岡本　良晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

京都市中京区麩屋町通丸太町下ル舟屋町四七〇番地　長栄ビル五階　植松・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　治一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市中区大手町四丁目四七番地、最後の住所大阪府枚方市尊延寺二丁目三〇番一号　被相続人　亡　藤田　道子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階

相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区宮原五丁目九番、最後の住所大阪市淀川区木川東四丁目三番三四―五〇三号　被相続人　亡　中野　大輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

大阪府大阪市北区西天満三丁目四番四号イワイビル五〇三号

相続財産管理人　弁護士　井上　雅人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県豊岡市出石町東條一番地、最後の住所大阪府寝屋川市中木田町三六―一九、戸籍附票上の最後の住所兵庫県朝来市和田山町秋葉台三番地二四　被相続人　亡　亀井　周作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

大阪府豊中市新千里東町一丁目二番四号信用保証ビル六階

相続財産管理人　弁護士　大山　七重

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市垂水区歌敷山四丁目六番、最後の住所神戸市垂水区学が丘六丁目一番三三―二四号　被相続人　亡　森田　レヰ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

神戸市中央区東町一一三―一　大神ビル六階　伊原法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊原　由美

第28期決算公告

平成25年3月29日　岩手県北上市北工業団地3番17号

岩手スリーエム株式会社

代表取締役社長　太野　公人

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び資本の部	
流動資産	4,403	流動負債	3,049
固定資産	2,096	固定負債	7
有形固定資産	2,067	負債合計	3,057
無形固定資産	0	株主資本	3,442
投資その他の資産	28	資本金	300
		資本剰余金	3,142
		利益準備金	75
		その他利益剰余金	3,067
		（うち当期純利益）	(627)
		純資産合計	3,442
資産合計	6,500	負債・純資産合計	6,500